

民と官の連携による公共サービス改革検討委員会議事録  
(平成21年度第3回目)

- 1 開催日時 平成21年6月18日(木) 午後2時 ~ 午後4時  
 2 開催場所 富士見市役所 2階 市長公室  
 3 出欠状況

阿部委員	市川委員	伊藤委員	河村委員	福嶋委員	船生委員
事務局 (政策財務課)	総合政策部長、政策財務課長、同課主査、同課主任				

- 4 議 題 (1) 補助金の見直しについて  
 (2) その他

5 議事内容

<p>1 開会            2 委員長あいさつ            3 議事            (1) 補助金の見直しについて  <b>【資料】・補助金の見直しについて</b>            ・過去の補助金の見直しについて            ・富士見市の補助金の交付状況            ・性質別分類一覧            ・市単独補助金交付状況調書</p> <p>事務局：資料に基づき、補助金の制度概要と過去の補助金見直しについて説明            委員長：平成10・11・13年度の見直しの結果で廃止とか縮小とかあるが、新設となった補助金はないのか。            事務局：そのときの見直しは、既存の補助金の整理を行うためのものであって、新設の補助金を意図した見直しではありません。            委員長：この見直しの中では整理だけでしょうか、全体としては10年から今までの間で増えているということはないか。            事務局：補助金額を増額したものはあります。例えば、福祉団体で、障害者自立支援法の影響を受け、このままでは運営を継続していくことができないといった団体に働いている障害者の生活のことを考慮し、補助金額を増額したというものがあります。また、障害福祉の関係などになりますが、新たな制度を実施していくために、例えば市が一定程度の家賃補助をするのでその制度を実施していただけないかとの観点から補助金を新たに制度化したのものもあります。            委 員：先ほどの質問と関連しますが、今年度、134件で7億600万の補助金とありますが、10年から19年までの分母があると比較しやすいと思います。</p>
---

事務局：補助金の総額ということですよ。

委員：比較をすることで新規の補助金がどの程度あるかイメージしやすいと思いますので、後ほど構いませんのでお願いします。

委員長：補助率の再設定基準がありますが、この公益性は、補助を受ける団体等の活動の公益性があるか否かを示すもののように受け取れるが、地方自治法の解釈では、公益上必要があるかどうかは、補助を受ける団体等の活動の公益性を意味するものではなく、その団体等に補助をすることが公益であるかどうかという意味になるはずですよ。この補助率の設定は、補助することの公益性というよりは、活動の公益性に着目して設定しているように感じられるので、少し誤解しているのではと思います。

事務局：推測の部分もありますが、このような補助率の設定をしたのは、活動の公益性に着目して補助率を決定しないと、活動の公益性は低いけど運営が困難なので全額の補助が必要であるという矛盾を避けるためだと思えます。また、この設定は、あくまでも補助率の上限を定めたものなので、実際の補助率とは異なります。

委員長：事業の公益性に応じて最高限度を定めたということですね。

事務局：そのとおりです。

委員：今もこの基準は存在するのか。

事務局：そのとおりです。

委員長：それでは、補助金の現状について、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料に基づき、説明

委員：補助金の根拠別分類の法令等補助、協定等補助、そしてその他補助については、見直しできないということか。

事務局：根拠別分類について再度説明

委員：市単独補助を見直すということですか。

事務局：見直しの中心は市単独補助になります。

委員長：法令等補助、上位法に基づくものはありますか。また、県の条例だと思えますが、法律で自治体をしぼることはできますが、県条例で市をしぼることはできない。県条例等で市が負担せざるをえないものはないはずですよ。

事務局：県条例で市に義務を課することはできないので、ここでいう上位法に基づくとは、県の助成制度を利用して市が補助制度を設けているものという意味になります。

委員長：わかりました。ということは、市の判断で補助金を支出するかどうかを決めることができるということになりますね。

事務局：そのとおりです。

委員：市単独補助の上乗せ・横出しの金額は、純粋な上乗せ・横出しの金額のみの計上ということになりますか。

事務局：予算額の積上げをしているため、純粋な上乗せ・横出しのみの金額とはなっていません。

委員：事業単位で考えているということですね。

事務局：そのとおりです。

委員長：その他補助については、終期が定まっているのでいいのかもしれませんが、その他のものについては、市の判断で見直しができるということになりますね。その中でも、特に市単独補助が中心になるということによいですね。

事務局：そのとおりです。

委員：国や県のモデル事業はこの中に含まれているか。名前は補助金とはならないと思いますが、この分類でいえば、期間の終期の定まっているものの中に含まれるものだと思いますが。

事務局：補助制度の拡大によって、過去にモデル事業であったが、今は違うというものもあると思いますが、現在実施しているモデル事業はないと思います。

委員長：それでは、補助金の現状分析と課題、委員会の役割や今後のスケジュール等について、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料に基づき、説明

委員長：事務局より案が示されましたが、現状分析と課題を踏まえ、今後どういった方向で補助金の見直しをしていくか意見交換をしたいと思います。

委員：既得権化や硬直化が課題とされているが、成果の評価というものは行っているのか。

事務局：補助金の交付決定をした団体等から、実績報告書を受け、成果の評価を行っているところです。ただし、数値化しにくいものもあり、実際にどれだけの成果があったのか把握しにくい、また、わかりにくいという状況があると考えています。

委員：事務局案のとおり、補助金をいったん白紙に戻して再度、補助金を受ける団体の公益性や補助をする必要性等を検討していくという手法がよいと思う。

事務局：補助金は非常に複雑な仕組みとなっている場合もあるため、既存の補助金を全て白紙にしたときに、どういった混乱が生じるか想定しなければならないと考えております。

委員：補助金は自動更新されていくイメージなのか。

事務局：先ほど、ご意見のあったように、既得権化や長期化といったところと関係があるんですが、補助を受ける団体や市側において、補助金の執行状況に問題がないかを中心に考えてしまう傾向があることと、補助金の使途自体に問題があるケースは少ないため、継続する補助が多いと思います。

委員：補助金の見直しの一番の目的は、補助金の支出削減なのか、それとも既存の補助団体と同じような事業を実施している団体に対して補助金を受けることができるという選択肢・機会を与えることなのか。

事務局：やはり公正・公平という部分が第一であると考えています。補助金の削減ありきで考えるのではなく、市民の貴重な税金を使っている以上、補助金の適正化を図りたいと考えています。

委員長：事務局案が一番徹底した見直し方法であり、既得権を排除し、本当に必要なところに補助金を交付することができると思います。

委員：既存の補助金を先に整理してはどうか。

委員長：補助金の見直しには、公平性を前面に出して補助金が公正かどうかを判断すべきである。また、このことは、委員会の役割である。

委員：全てを白紙にしたときに、新規の補助希望者の数と、既存の補助を受けていた人達からの申請により混乱が生じないでしょうか。

委員長：この委員会で補助金の見直しをするものは、個別の団体等に支出している補助金を白紙にして見直しをすることがよいと思う。また、補助制度の対象資格を得れば誰でも補助を受けられるといった制度補助については、事業仕分けを視野にいれて今後の検討としたい。

（異議なし）

## （２）その他

- ・第５回の開催日時を次のように決定  
第５回 ９月２日（水）午後２時から
- ・次回の会議までに事務局で用意する資料について確認
  - ・制度としての補助とそれ以外の補助の分類分け
  - ・過去の補助金総額の推移と件数、補助対象団体数

## ４ 閉会